

障害等のある入学志願者への受験上の配慮について

本学では、障害等のある者が、受験上及び修学上不利になることがないように、合理的な配慮を行っており、そのための相談を受け付けている。受験上の配慮を希望する者は、募集要項を参照し、「注意事項」に記載の申請期限を確認の上、本ウェブサイトの「9. 問合せ先」に申し出ること。

なお、申請期限を過ぎての申出についても引き続き配慮検討の対象となるが、事前準備の関係で、申請が遅くなるほど、実際に提供できる受験上の配慮が限定されるため、なるべく早く連絡すること

区 分	対 象 と な る 者
視覚障害	1 良い方の眼の矯正視力が 0.15 以下の者 2 両眼による視野について強度視野障害のある者 3 上記以外の視覚障害者
聴覚障害	1 両耳の平均聴力レベルが60デシベル以上の者 2 上記以外の聴覚障害者
肢体不自由	1 体幹の機能障害により座位を保つことが困難な者 2 両上肢の機能障害が著しい者 3 上記以外の肢体不自由者
病 弱	呼吸器，心臓，腎臓の慢性疾患等のため，医療や生活規制を継続して必要とする状態にある者又はこれに準ずる者
発達障害	自閉症，アスペルガー症候群，広汎性発達障害，学習障害，注意欠如多動性障害等のため配慮を必要とする者
その他	上記の区分以外の者で受験上の配慮を必要とする者

日常生活において、ごく普通に使用されている補聴器，杖，車椅子等を使用して受験する場合も，試験場準備等との関係から受験上の配慮として申請が必要です。